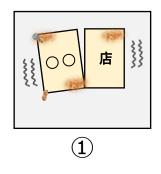
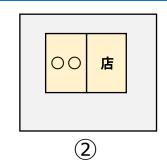
屋外広告物のルールについて あなたはご存じですか?

屋外広告物を掲出するにはルールがあります。ルールを守り、 適正かつ安全で奈良の街なみとの調和に配慮した屋外広告物の掲出に努めましょう。

Q1

安全な広告物はどちらでしょう?





Q2

奈良の街なみとの調和に配慮した広告物はどちらでしょう?





屋外広告物を掲出する前にチェックや

許可はとっていますか?

屋外広告物を掲出するには、<mark>許可が必要</mark>です。(一部の適用除外広告物は除く)

許可申請に係る手続きの窓口は各市町村です。広告物を掲出する際は、各市町村へご相談ください。

屋外広告業<mark>登録</mark>は していますか?

県内で屋外広告業を営もうとする方は、 <mark>屋外広告業の登録</mark>が必要です。 (奈良市域は奈良市で登録が必要)

登録を受けていない方は、屋外広告物を 設置することができません。



奈良県 景観・自然環境課

~安全点検についてのお願い~

看板をはじめとする屋外広告物は、屋外に設置されているため、雨や風、強い日差し等の自然環境により、知らず知らずのうちに、部材の腐食、ゆるみ、亀裂等が発生する場合があります。

そのまま放置しておくと、大きな事故につながる 可能性があります。

事故を未然に防ぐためにも、日常的な管理と安全点検をお願いします。

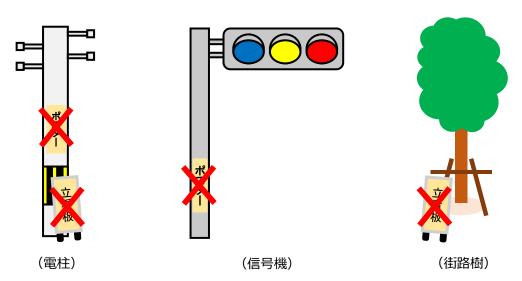
奈良県では、屋外広告物安全点検実施ガイドラインと 安全点検記録を作成し、具体的な点検方法等を案内しております。

~これは違反です~

電柱、街灯柱その他これらに類するものには、はり紙、はり札、 立看板、のぼり旗等すべての簡易広告物の表示が禁止されています。

※上記以外にも、屋外広告物の表示・掲出が禁止されている物件があります。

【違反広告物の一例】



詳細については以下のQRコードよりご確認いただけます。



【安全点検について】



【禁止物件について】